

「県立高等学校及び県立中等教育学校における通常登校に向けた部活動の再開ガイドライン」について

5月 22 日付け高第 1489 号教育長通知「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」により示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月 24 日付け高第 1826 号教育長通知「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定しました。今後、各学校においては、本ガイドライン等に沿って部活動を行っていきます。

1 「「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン（以下「ガイドライン」）」の趣旨

- ・現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- ・そのため「新しい生活様式」を踏まえ、生徒の安全、安心を確保するとともに、生徒の主体的な活動である部活動を適切に実施できるよう、「通常登校」移行後の部活動実施における留意事項等を取りまとめた。

2 「通常登校」における部活動実施上の「ガイドライン」における留意事項の概要

- ・各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の練習や大会参加に当たっての感染防止対策を講じる。
- ・生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が、高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に、「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- ・部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期することなどの「活動時の留意事項」を踏まえ各学校で部活動を実施する。

3 その他、「ガイドライン」に掲載している事項

- ・現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合、7月6日からの「時差短

縮Ⅱ」の期間が短縮されるため、その間の部活動の活動日数等を変更している。

- ・ 代替大会に伴う特例措置を「ガイドライン」で位置付けている。

県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた
部活動の再開ガイドライン

保健体育課
高校教育課

今般、5月22日付け高第1489号教育長通知「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」により示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け高第1826号教育長通知「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定しました。

ついては、今後、各学校においては、本ガイドライン及び6月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式（2020.6.16Ver.2）」の改訂について』に沿って、部活動を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、今後、地域の感染状況により、部活動の内容、時間等については、変更する場合があります。その際は改めて通知します。

**6月24日付け教育長通知「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について」
県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しに係る段階的再開の期間等の変更
（前倒し）の内容について**

- 「分散登校Ⅱ」及び「時差短縮Ⅰ」までは、当初の予定のとおりとする。
- 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日（月曜日）から「通常登校」に移行する。

1 「通常登校」の部活動について

- 活動に当たっては、次に示す【留意事項】を踏まえた上で実施すること。
- 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、校内練習や大会参加等に当たっての必要な感染防止対策を講じること。
- 練習試合や合同練習の実施、公式大会やコンクール等への参加は可とする。
- その際、県内外への練習試合や合宿は、修学旅行の扱い*と同様とする。（ただし、県内の感染状況や遠征先の感染状況等を踏まえ、日数・参加人数等の実施形態を工夫し十分注意し計画すること。）

※修学旅行の扱い

修学旅行に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極めて、延期も含め慎重に判断してください。

実施する場合は、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡「旅行関連における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」についてに基づいた、万全の措置を講じること。

【留意事項】

約3カ月間、部活動を休止したのちに、段階的に再開しているが、練習不足となっていることが考えられることから、生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が、高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に、「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じること。

○事前の確認事項

「通常登校」開始に当たり、改めて次のことを行うこと。

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を確認し、必要であれば、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒に適切に指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、その際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気を行うこと。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問及び生徒は、原則、マスクを着用すること。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・当面の間は、顧問、生徒共に会話は必要最低限とし、特に大きな発声をひかえること。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。

- ・運動部活動の場合、マスクの着用については、生徒は必ずしも必要ではないが、生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則着用とするが、熱中症など自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないこと。

2 「時差短縮Ⅱ」における部活動について

「通常登校」前の「時差短縮Ⅱ」における活動に当たっては、時差通学の趣旨及び段階的に部活動を再開するという観点から、次に示すと通りの進め方で実施すること。

【「時差短縮Ⅱ」における部活動】

期間	時差短縮Ⅱ
日付※	7月6日～12日（予定）
形態	感染リスクの低い練習
範囲	活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ
時間	平日 70 分程度 (16:30 完全下校) 週休日 180 分程度 ※準備片付け含む
平日	放課後のみ週 4 日上限
週休日	週 1 日を上限
指導者	部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は行わないこと。

※7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日（月曜日）から「通常登校」に移行する。

3 代替大会について

代替大会に伴い、大会及び、練習試合の参加、練習内容に関して、次のとおり特例的に扱うことができる。

代替大会に伴う特例措置について

県教育委員会に対して、団体等から代替大会を開催したい旨の相談があった場合には、調整の上、特例的に、代替大会への生徒の参加を可能とする。また、その場合、当該代替大会に伴う、対外試合及び校内練習についても、特例的に生徒の活動を可能とする。ただし、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」及び「学校の部活動に係る活動方針」に則り実施すること。

4 参考

- ※ 令和2年6月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)』における『第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について』の「2. 部活動について」
- ※ 令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- ※ 令和元年7月19日付け保健体育課「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」
- ※ 「部活動指導ハンドブック（神奈川県教育委員会 令和2年5月改定）」
- ※ 「運動時の安全指導の手引き（神奈川県教育委員会 令和2年3月改定）」
- ※ 「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会 平成30年3月、平成31年3月一部改定）」
- ※ 各中央団体等作成のガイドライン